高度 IT 資格制度の現状と展望

情報処理学会における 高度IT人材資格制度の検討状況

2011年2月3日

情報処理学会 ITプロフェッショナル委員長 旭 寛治

情報処理技術者資格検討の背景

- わが国の情報処理技術者の社会的地位が低い 現状は満足できるものではない
- ミッションクリティカルな情報システムで事故が多発 開発を担当する技術者の質が問われている
- 情報処理技術者のプロフェッションが確立していない 情報処理技術が魅力ある分野として認識されていない
- 医師や弁護士のような資格の検討が必要 理系離れの中でも、資格の取れる学科には学生が 集まる

高度IT人材資格の目的

- 情報処理技術者のプロフェッションの確立による 社会的地位の向上
- 情報処理技術者の質の向上

高度IT人材資格制度(案)

■ 基本方針

- (1) 共通キャリア・スキルフレームワークおよびITスキル標準に準拠した認証制度とする
- (2) 国際的に通用する資格とする

共通キャリア・スキルフレームワーク

- 2008年10月 経済産業省、IPAが第一版公開
- 高度IT人材の育成・評価のための枠組み
- 人材像と保有すべき能力や果たすべき役割(貢献)の 観点から整理
- 各スキル標準共通の参照モデル
 - ITスキル標準(ITSS)
 - 組込みスキル標準(ETSS)
 - 情報システムユーザースキル標準(UISS)
- 情報処理技術者試験との対応関係の明確化

共通キャリア・スキルフレームワークのレベル定義

- レベル7: 高度な知識・スキルを有する世界に通用するハイエンド プレーヤ
- レベル6: 高度な知識・スキルを有する国内のハイエンドプレーヤ
- レベル5: 高度な知識・スキルを有する企業内のハイエンドプレーヤ
- レベル4: 高度な知識・スキルを有し、プロフェッショナルとして業務遂行、 後進育成
- レベル3: 応用的知識・スキルを有し、要求された作業についてすべて 独力で遂行
- レベル2: 基本的知識・スキルを有し、一定程度の難易度又は要求された 作業について、その一部を独力で遂行
- レベル1: 情報技術に携わる者に必要な最低限の基礎的知識を有し、 要求された作業について、指導を受けて遂行

レベルの判定方法

■ レベル1~3

各レベルに応じた情報処理技術者試験合格をエントリ基準 と見なす

エントリ基準: 当該レベルの領域に達したという基準

■ レベル4

情報処理技術者試験の結果のほか、経験と実績の確認が必要(業務履歴の確認と面接等を併用するなど)

■ レベル5以上

経験と実績等を確認するとともに、上位レベル又は同レベル のピアレビュー等を通じて判断

対応する情報処理技術者試験

- レベル1: IT パスポート試験
- レベル2: 基本情報技術者試験
- ■レベル3: 応用情報技術者試験
- レベル4: 高度試験

IT ストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、IT サービスマネージャ試験、システム監査技術者試験

レベル4 の判定には、当該高度試験の結果の他、業務経歴 の確認と実績の評価が必要

■レベル5以上:対応する試験はない

高度IT人材資格制度(案)

■ 基本方針

- (1) 共通キャリア・スキルフレームワークおよびITスキル標準に準拠した認証制度とする
 - レベル4の判定に必要な、業務経歴の確認と実績の評価を実施する
- (2) 国際的に通用する資格とする

IFIPの動き

- IFIP: International Federation for Information Processing
 - 情報処理国際連合
 - 1960年、国連ユネスコの提案で組織された
 - 現在、約50ヶ国の情報処理関連団体が加盟
 - 日本の代表団体は情報処理学会(IPSJ)
- IP3: International Professional Practice Partnership
 - IFIPが設置した、高度IT人材資格制度の推進組織
 - メンバー: 英BCS、加CIPS、豪ACS、IEEE/CS、IFIP、 日本IPSJ、南アCSSA、ニュージーランドNZCS、 ジンバブエCSZ (韓国、ブルガリアも近々)
 - IPSJは2009年6月に加入

IP3の資格制度

- 各国の資格制度に一定の要件を課すことにより、国際 同等性を確保
- IFIPが各国のメンバー学会を資格認証機関として認定
- 認定された機関が個々の技術者の資格を認証
- 豪ACSと加CIPSがIP3の認定を取得済み

【用語】

認定(accreditation)



機関が対象

認証(certification)



個人が対象

IP3の資格制度

資格の水準: SFIAのレベル5 (ITSSのレベル4に相当)

SFIA : Skills Framework for the Information Age 英のスキル標準

- ・ 認証は一定期間ごとの更新制(再認証)が条件
 - CPD(継続研鑽)の仕組みが必要
- ISO/IEC 17024(適合性評価-要員の認証を実施する機関に対する一般的要求事項)やISO/IEC 24773(ソフトウェア技術者認証)と整合性あり
- URL http://www.ipthree.org/

IP3の組織

- Board
 - ChairはCIPSのGreg Lane
 - 情報処理学会もBoard Memberの一員(芝田晃氏)
- Professional Standards Committee
 - 認証・認定の標準、CBOK(知識体系)を策定
- Professional Standards Council
 - 産業界との連携、Committeeのサポート
- Global Industry Council
 - 企業からの支援組織
 - Google, Cisco, Microsoft, Accenture, Avanadeなど
- ブログ The IT Professionalism Debate Sharing Ideas
 - 情報処理学会からもcontributorとして参加(掛下哲郎氏)

高度IT人材資格制度(案)

- 基本方針
 - (1) 共通キャリア・スキルフレームワークおよびITスキル標準に準拠した認証制度とする
 - レベル4の判定に必要な、業務経歴の確認と実績の評価を実施する
 - (2) 国際的に通用する資格とする
 - 情報処理学会が資格認証機関としてIP3の認定を 取得できるように制度設計する

■ 対象職種

当面、テクニカルスペシャリストを対象 ITスペシャリスト、アプリケーションスペシャリスト、 ソフトウェアデベロプメント

■ 対象のレベル

ITSSレベル4 (IP3 の基準であるSFIA レベル5に相当)から 開始

■ 企業との関係

各企業でのIT人材育成を支援するものを目指す (業績への貢献度など、企業特有の評価は対象外)

■ 資格申請

- 情報処理技術者試験(高度試験)の合格が条件
 - **これにより知識の充足性を確保**
- 資格申請条件の多様化 同等の知識を得ることを示すものがあれば、検討 (ベンダー資格、特定の研修受講、業務経歴年数等)

■ 資格審査

- 業務経歴書、上司等の推薦書(証明書)等の書類審査これにより業務経験の実績を評価。
- 審査の方法
 - > 業務経歴書等に記述された業務経験を ITSSの達成度指標で評価
 - ▶審査書類の信憑性を確保するために サンプルについて聞き取り調査を実施
 - ▶ 学会員であることを条件とする方向で検討 (海外ではそれが普通)
 - ▶審査は、情報処理学会、又は学会から委託された 組織にて実施

■ 資格更新

- 資格の有効期間は3年程度
- CPD制度を設け、所定のCPDポイントを取得した者に 対して資格を更新(再認証)
- CPDには、情報処理学会での活動を含める デジタルプラクティスへの投稿、ソフトウェアジャパンへの 参加/発表、ITフォーラムでの活動、高度IT人材資格の 審査を担当、など

■その他

- 倫理綱領と行動規範(制定、監視)
- クレーム制度、懲戒審査

資格制度のメリット/デメリット

■ メリット/ニーズ

- 情報処理技術者の質の向上
- 情報処理技術者の社会的地位の向上
- ベンダーを選定する際の参考
- 社内・グループ内の人材育成制度での活用
- 情報システムの品質の確保

■ デメリット/問題点

- 規制緩和の流れに逆行
- 社内・グループ内の人材育成制度との不整合

検討課題

- 資格制度の位置付け公的資格か、民間資格か
- インセンティブ 企業の社内人材育成制度での活用促進 個人の資格取得意欲の向上
- 制度の運営 体制(学会、独立の法人)コスト(誰が負担するのか)

高度 IT 資格制度の現状と展望

情報処理学会における 高度IT人材資格制度の検討状況

ご清聴ありがとうございました